

仕 様 書

1 件名

東京都立大学（南大沢キャンパス）学内ネットワークシステムの借入れ（長期継続契約）

2 目的

東京都立大学（以下「本学」という。）の南大沢キャンパスにおける現行の学内ネットワークシステム（以下「現行システム」という。）は、各建屋・フロアごとに基幹となるネットワークスイッチによって構成されており、現行システムに各研究室・教室・事務室等のパソコン等機器及び各業務システムが接続されている。

本件契約は、26 公大首総会契第 8047 号「首都大学東京（南大沢キャンパス）学内ネットワークシステムの借入れ（長期継続契約）」で借入れた現行システム機器のサポート終了に伴い、より安定した稼働及び優れた信頼性のネットワークシステム（以下「新システム」という。）へ切り替えることにより、円滑なネットワーク運用及び利便性向上を図るものである。

3 借入期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

4 借入場所

東京都立大学南大沢キャンパス 東京都八王子市南大沢一丁目 1 番地

5 借入物件及び数量

別紙 1「機器仕様書」のとおり

6 支払方法

毎月払いとし、当該月の履行確認が完了し、適正な請求を受けた日から起算して 60 日以内に支払うものとする。

7 基本仕様

(1) 本件契約は、借り入れる新システムを構成する一式が目的どおり正常に動作するために必要な一切の事項及び下記に係る全ての費用を含むものであり、賃貸人の負担とする。

ア 現行システムの調査及び新システムの構成決定までに係る作業

イ 新システムを構成する機器の運搬、設置、設定、接続、調整、設定変更

ウ ネットワーク工事、電気工事

エ 本件契約の満了又は終了に伴う借入物件のデータ消去作業及びデータ消去証明書の発行並びに機器撤去

オ 新システムへの移行のために必要な消耗品、付属品、ケーブル類等

カ 円滑なシステム稼働のための技術支援及び情報提供並びに機能性能発揮に必要な消耗品、付属品、ケーブル類等

キ 本仕様書で調達する全ての機器及びソフトウェアが目的どおり正常に動作するために必要な保守対応及び障害対応並びに連絡調整

ク 新システム対応窓口の設置及び運用並びに対応窓口の運用に必要な消耗品、付属品、ケーブル類等

- (2) 本件契約で借り入れる機器は信頼性及び安定性並びに安全性が高く、効率的な維持管理が可能なものとする。
- (3) 本件契約の履行に当たり、賃貸人は現行システムの稼働に影響を与えないよう、賃貸人の責任において影響調査等を行うこととし、影響調査等に係る費用は賃貸人の負担とする。
- (4) 本学担当者及び本学が別途契約しているシステム運用委託業者（以下「システム運用業者」という。）並びに現行システムの保守委託業者（以下「ネットワーク保守業者」という。）と情報連携し、調整等を十分行うこと。
- (5) 本学のキャンパス間ネットワークと接続し、他キャンパスとの通信が正常に行われること。
なお、他キャンパスとの通信において設定変更等が生じる場合は、本学担当者、ネットワーク保守業者、システム運用業者及び本学が別途契約しているキャンパス間ネットワークに係る業者等と十分協議したうえで設定変更等を実施することとし、設定変更等に係る費用は賃貸人の負担とする。
- (6) 本学の学内者用無線 LAN システム及び学外者用（ゲスト用）無線 LAN システムの通信が正常に行われるよう、本学担当者及びシステム運用業者と十分協議すること。
なお、学内者用無線 LAN システム及び学外者用（ゲスト用）無線 LAN システムの通信において設定変更等が生じる場合は、本学担当者、ネットワーク保守業者、システム運用業者、本学が別途契約している学内者用無線 LAN システム及び学外者用（ゲスト用）無線 LAN システムに係る業者と十分協議すること。
- (7) 現行システム配下で稼働している本学の事務系 VPN システムの稼働に影響を与えないよう、本学担当者、事務系 VPN システムに係る本学担当者、事務系 VPN システム保守業者及び事務系 VPN システム運用業者と十分協議し、必要に応じて影響調査を実施すること。
また、事務系 VPN システムに設定変更等が生じる場合は、新システムに係る本学担当者、ネットワーク保守業者、システム運用業者、事務系 VPN システムに係る本学担当者、事務系 VPN システム保守業者及び事務系 VPN システム運用業者と十分協議すること。
- (8) 迅速な対応を可能とするよう、賃貸人は本学担当者又はシステム運用業者若しくはネットワーク保守業者からの問い合わせ、対応依頼等の窓口を一本化し、本学担当者へ連絡先を報告すること。
- (9) 賃貸人は、本学担当者又はシステム運用業者若しくはネットワーク保守業者からの電話、FAX、メール、web 申込み等による問い合わせ、対応依頼を可能とすること。
- (10) 本件契約で借り入れる機器の設置及び配線作業に当たり、防火区画等に施工する場合は消防法等に従って必要な措置を講ずること。
- (11) 新システムへの移行作業は、本学の教育研究活動への影響を最小限に留めるため本学の夏季休業期間中に実施することとし、詳細な日程は本学担当者と十分協議し、定めること。
- (12) 本学の都合により機器の納入及び設置等に係る作業の実施時期、方法等が制限される場合があるため、実施に当たっては本学担当者と十分調整すること。
- (13) 本件契約の借入期間中は、付属品等を含むネットワーク機器及びソフトウェアの保守部品の供給と調達を保証すること。
- (14) 賃貸人は、本学又はシステム運用業者若しくはネットワーク保守業者に対して、運用管理に必要な情報を提供すること。
- (15) 本件契約の借入期間中は、新システムに係る情報を次期学内ネットワークシステムへ確実に引き継げるよう、適切に対応すること。
- (16) 賃貸人は、本件契約業務の遂行に当たっては本仕様書に加え、別紙「電子情報処理委託に係る特記仕様書」及び「電子情報処理委託に係る（標準）特記仕様書チェックシート」（以下「標準特記仕様書」という。）を遵守すること。

なお、本件契約において標準特記仕様書に記載されている「委託者」、「受託者」については、それぞれ「賃借人」、「賃貸人」に読み替える。

- (17) 再委託に該当する場合は、標準特記仕様書において提出要とされている書面を、契約所管部署へ提出して承諾を得ること。
- (18) 賃貸人は、いかなる場合においても本件契約業務の遂行上、直接又は間接に知り得た業務に係る事項及びそれに付随する事項を含む全ての情報を第三者に漏らしてはならない。
また、外部への漏えいが無いよう、その保護対策には万全を期し、他の目的に利用してはならない。これらは契約終了後も同様とする。
- (19) 現行システムの構成及び機器設置場所については、契約締結後に「ネットワーク構成図」及び「導入機器一覧表」を、本学より貸与するものとする。
- (20) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、本学担当者と協議のうえ定めるものとする。

8 機器仕様

別紙1「機器仕様書」のとおり

9 体制等

- (1) 本件契約の履行に当たっては、全体の指揮を行う作業責任者を配置し、進捗管理、問題解決等の窓口を一本化すること。
- (2) 作業実施体制図及び保守連絡体制図を作成し、契約締結後、速やかに本学へ提出すること。
- (3) 本学担当者と協議のうえ、「構築作業実施計画書及び手順書」を作成し提出すること。
なお、作成に当たってはシステム運用業者及びネットワーク保守業者等、関係者全体の推進体制を提案すること。
- (4) 設置工事等に従事する作業員は十分な経験と技能を有する者とし、管理及び責任体制を明確にすること。なお、賃貸人の責任において作業安全に留意すること。
- (5) 本件契約の借入期間中は、本学及びシステム運用業者と連絡調整を図り、必要に応じて打合せに出席すること。

10 機器の納入・設置・設定

- (1) 本件契約の借入期間の開始日前日までに新システム機器の納入、設置、設定及び調整を完了し、新システムが利用可能な状態とすること。また、新システムの納入及び設置等に係る搬入作業、養生作業、据付作業、電源工事等における費用は、賃貸人の負担とする。
- (2) 新システム機器の納入日時及び設置場所については、契約締結後に「ネットワーク構成図」及び「ネットワーク機器設置場所一覧」を本学より貸与するので、事前に本学担当者と連絡調整を行い、承認を得ること。
- (3) 新システムを構成する機器の設置場所は、原則、現行システムを構成する機器と同じ場所に設置することとし、賃貸人の責任において設置場所を十分調査し、必要に応じて専用の取り付けブラケット等を用意すること。
- (4) 新システム機器の納入及び設置時の発生材、梱包材等は賃貸人が責任を持って引き取り、関係法令に基づいて適切に処理すること。
- (5) 新システム機器の納入及び設置に当たっては安全に十分配慮し、怪我のないよう行うこと。
また、地震等の災害時においては転倒防止等の安全対策について万全の措置を講ずること。
- (6) 新システム機器の納入及び設置に当たっては、汚損及び破壊防止並びに盗難防止等を含むセキュリティ対策について万全の措置を講ずることとし、納入及び設置対象機器に損害を生じさせた場合は、賃貸人の負担により補償すること。

- (7) 新システム機器の納入及び設置に当たっては施設の状況を十分確認し、建物、設備を傷つけないよう、特に配慮して作業を行うこと。なお、万一損害を生じさせた場合には、賃貸人の負担により原状回復すること。
- (8) 既存の建物、施設及び設備に加工を行う必要がある場合は、本学担当者を含む関係者と十分協議したうえで定めることとし、加工するに当たっては加工前後の写真を撮影して提出すること。また、本件契約終了時には原状回復すること。
- (9) 新システム機器の納入及び設置作業は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日を除く、午前9時から17時までとする。ただし、作業遅延等により本学担当者が必要と判断した場合は、本学担当者との協議のうえ、適切に対応すること。
- (10) 新システム機器は、原則、機器の設定調整を行った後に搬入して設置すること。
- (11) センターノードハブは、既設のCVCF無停電電源装置から電源供給されている分電盤を用いて電源供給を行なうこと。
- (12) 各建物メインハブは、設置する部屋内既設の分電盤より電源供給を行うこと。このとき、子ブレーカーを他の機器と共有しないこと。
- (13) 新システム機器の設置に当たり、電源設備に不足がある場合は本学担当者との協議のうえ、必要に応じて分電盤から各機器までの電源供給を行うこと。
- (14) 新システム機器の設置に当たり、必要な電源ケーブル及びネットワークケーブルを敷設すること。なお、既設のネットワークケーブルが再利用可能な場合は本学担当者との協議のうえ、使用すること。
- (15) 新システム機器には、設置年月日、賃貸人名、機器のホスト名、MACアドレス、IPアドレスを記載したラベル等を貼付すること。
- (16) 新システムを構成する機器へ接続するケーブルには、接続元と接続先が分かるようにラベルまたはタグを取り付けること。なお、既設のネットワークケーブルを再利用する場合も同様とすること。
- また、新システム機器の各ポートには、接続先が分かるよう、電子的に記録しておくこと。
- (17) 機器の切替えは、現行システム及び新システムを構成する機器を並行稼働しながら段階的に実施するため、本学担当者及びネットワーク保守業者並びにシステム運用業者とスケジュールを十分調整したうえで作業を実施することとし、切替えに係る費用は賃貸人の負担とする。
- また、切替えにおける利用停止時間を最小限に留めるよう調整し、連続した利用停止時間は、原則、4時間以内とする。
- (18) 本件契約の借入期間中に、本学の都合により機器の移設の必要が生じた場合には、本学担当者との協議のうえ、移設を実施すること。
- (19) 新システムの整合性を保証し、現行システムと同等に使用できるよう、設定すること。
- (20) 新システムと接続する既存のネットワーク機器に対して設定変更等が生じる場合は、稼働に影響を与えないよう、本学担当者及びネットワーク保守業者並びにシステム運用業者と十分協議すること。
- (21) 賃貸人は、新システムへの移行や保守サポートが円滑に行えるよう、本学担当者及びネットワーク保守業者と十分な打ち合わせを実施すること。
- (22) VLAN構成は、以下のとおりとすること。
- ア ハブ間では、IEEE802.1Qに準拠したVLANトランク接続でVLANを構成すること。
- イ 本学が指定するVLAN構成を構築し、各機器のポート毎に設定を行なうこと。
- ウ VLANの設定は随時変更できる構成であること。
- また、VLANの設定変更時は、本学担当者及びシステム運用業者に対し、装置や操作に関

する必要な情報を提供して支援すること。

エ 各ネットワークスイッチに設定した各ポートの設定情報一覧を作成すること。

なお、表示する項目には、機器識別名、ポート番号、サブネットワーク番号 (VLAN)、建物名、部屋番号を含むこと。

(23) ネットワーク機器の接続に使用する光ケーブルの長さ及び SFP のコネクタ形状並びにパッチパネル等の必要性を含めて十分な調査を行い、必要な個数を用意すること。

なお、現行の SFP 個数は、以下のとおり。

ア 1000Base-SX SFP . . . 82 個

イ 1000Base-LX SFP . . . 191 個

ウ 1000Base-T SFP . . . 38 個

(24) 建物サブノードからフロアスイッチ間に接続されるレピータの調査を行い、必要な個数を用意して設置すること。

(25) 建物サブノードからフロアスイッチ間の接続ケーブルの調査を行い、劣化したケーブルは必要な本数を用意のうえ、再配線を実施すること。

1.1 ネットワーク導通確認

(1) 本学の教育研究用情報システム内のネットワーク機器及び学外接続機器との接続を行い、正常に動作することを確認すること。

(2) 新システム全体の動作を保証するためのネットワーク総合テスト計画を立案し、本学担当者及びネットワーク保守業者並びにシステム運用業者と連携してネットワーク総合テストを実施すること。

(3) 各ネットワーク機器間を含み、学内の各サブネットの端末から指定する学内及び学外の端末に対する通信状態を検査し、安定かつ正常な通信が行われることを確認すること。

(4) 事務系 VPN システムとの導通確認に当たっては、事務系 VPN システムに係る本学担当者及び事務系 VPN システム保守業者並びに事務系 VPN システム運用業者と十分協議したうえで実施すること。

(5) 導通確認のための通信停止期間が発生する場合は、本学担当者と十分協議したうえで実施時期を定めること。

1.2 機器導入時の運用支援

本件契約の借入期間の開始日前日までに、本学担当者及びシステム運用事業者に対して、借入機器に関する操作説明を行うこと。

1.3 保守及び障害対応

(1) 基本事項

ア 保守対象機器は、本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器及びソフトウェア並びに消耗品、付属品、ケーブル等も含む全ての物件とする。

なお、本学の負担において機器が移設された場合も、保守対象機器に含むこととする。

イ 連絡対応・問合せ窓口の設置、運用支援及び保守対応により生じる機器及び部品の交換、修理、再設定、代替機搬送等、保守に係る費用は賃貸人の負担とする。

ウ 保守及び障害対応により生じる機器の交換、修理、再設定、代替機搬送等、保守及び障害対応に係る費用は賃貸人の負担とする。

エ 新システムは、リモートメンテナンスによるネットワーク機器の状態確認及びポートアサイン等の軽微な変更対応が可能であること。また、オンサイト対応によるネットワーク機器

の状態確認が可能であること。

オ 本件契約の借入期間中は、付属品、ソフトウェア等を含む保守部品の供給及び調達を保証し、新システムが安全かつ安定して稼働する状態を保つこと。

カ 本件契約の機器の設定作業開始から借入期間の開始日前日までに機器に故障を生じた場合も、保守を実施すること。

キ 保守及び障害対応は、原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く、9時から17時までのオンサイト対応とすること。ただし、上記時間以外でも本学担当者が必要と判断した場合は、本学担当者と協議のうえ、適切に対応すること。

ク 新システムの稼働後1週間以内においては、原則、月曜日から金曜日の9時から17時まで本学に常駐し、保守及び本学からの問合せ対応を行うこと。

なお、常駐場所において使用する機器については賃貸人が用意すること。

ケ 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器及びソフトウェアに異常や磨耗を検知した場合は、原因となる箇所の交換を含む必要な措置を講じ、正常な動作を保てることを確認すること。

コ 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器及びソフトウェアに対し、情報セキュリティにおける脆弱性が発覚した場合は、パッチ情報を含む対策手順等を本学及びシステム運用業者へ情報提供すること。また、本学担当者とパッチ等の適用可否を協議のうえ、必要かつ適用可と判断された場合は対応すること。

なお、適用することにより、ネットワーク環境又は操作方法等に変更が生じる場合は、完成図書の該当部分を変更したうえで納品すること。

サ 保守対応完了後は、作業日時、作業者、対応機器名、対応内容、その他必要な項目を本学へ報告することとし、報告媒体については本学担当者と協議すること。

シ 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器及びソフトウェアに障害が発生した場合、オンサイト対応時間内においては障害対応依頼から2時間以内に現地到着することとし、オンサイト対応時間外においては本学担当者と協議のうえ、適切に対応すること。

ス 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器及びソフトウェアに障害が発生した場合は、障害分析の着手から2時間以内に障害箇所の特長、原因の除去、障害予防措置等を講じ、障害を復旧させること。なお、部品交換も含めた復旧作業を行うこととし、ファームウェアを有する機器はファームウェアも対象とすること。

セ 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器及びソフトウェアの障害復旧に障害分析の着手から2時間を超えると見込まれる場合は、代替機を設置して稼働確認を行い、障害発生当日中に復旧させること。

なお、障害発生当日中の復旧が難しい場合でも本学へ復旧策等を提示し、障害発生日翌日の8時までの復旧を目標に、適切に対応すること。

ソ 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器及びソフトウェアに障害が発生した場合は、システム運用業者と連携し、必要に応じてログ等の解析を行うこと。

タ 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器及びソフトウェアの障害原因調査は、センターノードハブ、各建物メインノードハブ、各建物サブノードハブ及びフロアハブまで、一貫した調査を行って対応すること。

チ 障害対応後は、障害発生日時、事象、障害対応機器名、障害原因、復旧日時、作業者、対応内容、その他必要な項目を本学へ報告することとし、報告媒体については本学担当者と協議すること。

なお、恒久対応までに時間を要する場合は、対応方針等について本学担当者と十分協議す

ること。

ツ 本学の責に帰さざる障害についての対応は、賃貸人の負担とする。

(2) 運用支援

ア 本学担当者及びシステム運用業者に対し、日常の運用に必要な情報及び設定状況並びにセキュリティや不具合に関する情報を提供すること。

イ 本学の負担において機器の移設を行なう場合、必要な情報等を提供すること。

(3) 改版等

ア 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器に係るソフトウェアの改版又は修正プログラム等が公開された場合は賃貸人において調査のうえ、本学担当者と適用可否を協議し、本学の了承を得たうえでインストール作業を行なうこと。

なお、適用することにより、ネットワーク環境又は操作方法等に変更が生じる場合は、完成図書の該当部分を変更して納品すること。

イ 改版に応じて利用環境又は操作方法が変更され、運用マニュアル等に変更が必要となった場合は、速やかに運用マニュアル等の資料を改訂すること。

1.4 ネットワーク機器等の総点検

(1) 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器に対し、最低でも毎年1回は総点検を行うこと。

(2) 総点検作業としては、本件契約において借り入れる新システムの各機器の各機能における正常稼働を保つための動作点検及び機器調整並びに清掃を行うこと。

(3) 総点検は原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く、9時から17時までのオンサイト対応とすること。

電気設備法定点検に伴う絶縁抵抗測定対策と併せて行うことも可とするが、日程については本学担当者と十分協議すること。

(4) 総点検中又は総点検の結果、本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器及び機器の部品並びにソフトウェアに異常や磨耗を検知、又は故障等の兆候が見られる場合は賃貸人の負担により、原因となる箇所の部品交換を含む予防措置を講じ、正常な動作を保てることを確認すること。

(5) 総点検後は、点検日時、点検作業名、点検対象機器名、点検内容、その他必要な項目を本学へ報告することとし、報告媒体については本学担当者と協議すること。

1.5 電気設備法定点検に伴う絶縁抵抗測定対策

電気事業法に基づき、本学の南大沢キャンパスにおいては毎年12月から3月にかけて最低4回程度の電気設備法定点検を実施している。電気設備法定点検に伴って実施される絶縁抵抗測定の高電圧から機器を保護するため、故障防止措置が必要である。

(1) 故障防止措置の作業は、本学の電気設備法定点検スケジュールに則ることとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日に実施される場合であっても、オンサイト対応とすること。なお、対応時間は本学担当者と協議のうえ、適切に対応すること。

(2) 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器に対する故障防止措置として、絶縁抵抗測定実施前に各機器直近のブレーカー遮断を行うこと。

また、絶縁抵抗測定実施後は、各機器直近のブレーカー接続を行い、ネットワーク機器を復旧させること。

(3) ネットワーク機器の復旧作業完了後は本学へ作業報告することとし、報告項目及び報告媒体については本学担当者と協議すること。

16 受変電設備改修工事等に伴う停電対応

電気設備法定点検以外に、本学の都合により実施される電気工事等によって停電が生じる場合がある。

- (1) 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器に対して故障防止措置等が必要な場合は、本学から提示する工事スケジュールに則り、本学担当者と協議のうえ、適切に対応すること。
- (2) 故障防止措置等の作業内容については、本学担当者と協議すること。
- (3) 故障防止措置等を講じた場合は、作業完了後に本学へ作業報告することとし、報告項目及び報告媒体については本学担当者と協議すること。

17 機器の撤去

- (1) 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器等の撤去及び廃棄等に係る撤去作業、養生作業、電源工事、搬出作業、廃棄作業等における費用は、賃貸人の負担とする。
- (2) 本件契約の満了又は終了に伴い、本学から撤去を指定された場合は借入れ機器等の設置個所からの取り外し及び原状回復並びに搬出は賃貸人が行い、その際に必要な費用は賃貸人の負担とする。また、本学担当者と調整のうえ、速やかに撤去すること。
- (3) 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器等の撤去に当たっては、安全に十分配慮し怪我のないよう行うこと。また、地震等の災害時においては転倒防止等の安全対策について万全の措置を講ずること。
- (4) 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器等の撤去の際は、既存の建物、施設及び設備に損害を与えることのないように十分な措置を講ずること。万一損害を与えた場合は、賃貸人の負担により原状回復すること。
- (5) 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器等の撤去に当たっては、汚損及び破壊防止並びに盗難防止等を含むセキュリティ対策について万全の措置を講ずること。
- (6) 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器等の撤去に当たっては、本学及びシステム運用業者並びにネットワーク保守業者と十分な連絡及び調整を行うこと。
なお、撤去後の機器については、本学が指定する場所へまとめてから回収すること。
- (7) 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器等の撤去作業は、原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く、午前9時から17時までとする。

ただし、作業遅延等により本学担当者が必要と判断した場合は、本学担当者と協議のうえ、適切に対応すること。

- (8) 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器等の撤去時に残る部材、備品又は消耗品は賃貸人が責任を持って引き取り、関係法令に基づき処分すること。
- (9) 本件契約において借り入れる新システムのネットワーク機器等の撤去に当たっては、借り入れる機器の内部に保有しているデータを復元不可能な形で消去又は物理的に破壊すること。
なお、データの消去は原則、本学内において実施し、消去後は、消去日、作業員、対象機器名、対象機器台数、その他必要な項目を記載した証明書を本学へ提出することとし、報告媒体については本学担当者と協議すること。

18 想定スケジュール

本作業の想定スケジュールは、以下のとおりとする。

詳細スケジュールは契約締結後に本学担当者と協議のうえ定めることとするが、現行システム及

び新システムの借入期間は変更しない。

#	作業項目	2020年5月	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	
1	借入期間 (現行システム)	→						
2	借入期間 (新システム)						→	
3	契約締結	▼▼▼▼5月中旬前後						
4	現地調査		→					
5	設計・設定		→					
6	調達等		→					
7	学内調整		→					
8	切替え設置作業				→			

19 納品物件

下記表に記載した印刷物（2部）及び、その電子データを納品すること。

なお、電子データについては、Microsoft社のOffice製品で更新可能なファイル形式とすること。

#	納品物件名	期限
1	作業実施計画書及び手順書	契約締結後、7営業日以内に
2	作業実施体制図（作業責任者及び従事者一覧）	契約締結後、7営業日以内に
3	ネットワーク総合テスト計画及びテスト仕様	ネットワーク総合テスト実施前までに
4	保守連絡体制表	借入期間の開始日前日までに
5	各機器の機能説明、操作方法のマニュアル	借入期間の開始日前日までに
6	新システム完成図書	借入期間の開始日前日までに
7	保守対応報告書	保守対応完了後、3営業日以内に
8	障害対応報告書	障害対応完了後、5営業日以内に
9	ネットワーク機器総点検報告書	総点検完了後、3営業日以内に
10	絶縁抵抗測定対策報告書	対策完了当日中に
11	故障防止措置報告書	防止措置完了当日中に
12	データ消去及び破壊に係る証明書	消去及び破壊完了後、7営業日以内に

(1) 製品付属のマニュアルとは別に、本学及びシステム運用業者向けとして、導入する各機器の機能説明及び操作方法のマニュアルを作成し、納品すること。

(2) 完成図書は、以下の内容を含むこと。

ア 全体スケジュール

イ ネットワーク構成図

ウ ネットワーク設計資料（消費電力及び機器重量に関する資料を含む導入機器仕様、機器接

- 続物理構成、機器接続図及び配置図、ケーブル仕様、機器パラメータ、ルーティング設計、冗長設計、フィルタ設計、無線 LAN 設計、config 等)
- エ 移行設計書（移行手順、タイムチャート、作業チェックシート、ポート対応表、緊急連絡体制図、人員配置表）
- オ 議事録

20 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

担当 東京都立大学管理部学術情報基盤センター事務室
情報基盤技術係 渡邊
住所 東京都八王子市南大沢一丁目 1 番地
電話番号 042-677-1111（内線 2658）

機器仕様書

1 基本仕様

- (1) 機器の規格については、次項に記載する規格以上の機能を有するものとし、入札時点において最新機能の機器を納入すること。
- (2) センターノードハブ、建物メインノードハブ、建物サブノードハブ、フロアハブ及びレピータは、既存機器の設定等との連続性、整合性を保証すること。
- (3) ネットワーク構成の重要部分については、電源部の冗長性を持たせ、耐故障性があること。
- (4) 将来のネットワーク拡張において、柔軟に対応できる機器構成であること。

2 センターノードハブ（建物メインノードハブA）

- (1) 数量 2 台
- (2) 性能 最大転送帯域幅 1.44Tbps 以上
最大転送レート 900Mpps 以上
MAC アドレス学習機能 64,000 以上
ルーティングテーブル 112,000 (IPv4)、56,000 (IPv6) 以上
ジャンボフレーム対応
- (3) 規格 IEEE802.1x、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1Q
IEEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab、IEEE802.3z
- (4) フィルタリング 必要
- (5) インターフェース SFP×48Port
- (6) ルーティング Static Routing、Dynamic Routing が可能であること。
- (7) 管理機能 コンソールによるローカルログインが可能であること。
ssh によるリモートログインが可能であること。
syslog によるログ転送に対応可能であること。
SNMP プロトコルに対応可能であること。
RMON に対応可能であること。
VLAN Trunk Protocol (VTP) による VLAN 管理が可能であること。
- (8) その他 リブート操作無しに設定変更の反映が可能であること。
複数のパスワード設定が可能であること。
パスワードの暗号化が可能であること。
- (9) 拡張性 ラインカードが 2 枚以上増設可能であること。
- (10) サイズ 10U 以下
- (11) 電源 内蔵式×2 の冗長性があること。
- (12) 基本部 内蔵式×2 の冗長性があること。

3 建物メインノードハブB

- (1) 数量 1 台
- (2) 性能 最大転送帯域幅 1.44Tbps 以上

- | | | |
|--|--------------|---------------------------------|
| | 最大転送レート | 900Mpps 以上 |
| | MAC アドレス学習機能 | 64,000 以上 |
| | ルーティングテーブル | 112,000 (IPv4)、56,000 (IPv6) 以上 |
| | ジャンボフレーム対応 | |
- (3) 規格 IEEE802.1x、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1Q
IEEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab、IEEE802.3z
- (4) フィルタリング 必要
- (5) インターフェース SFP×48Port
- (6) ルーティング Static Routing、Dynamic Routing が可能であること。
- (7) 管理機能 コンソールによるローカルログインが可能であること。
ssh によるリモートログインが可能であること。
syslog によるログ転送に対応可能であること。
SNMP プロトコルに対応可能であること。
RMON に対応可能であること。
VLAN Trunk Protocol (VTP) による VLAN 管理が可能であること。
- (8) その他 リブート操作無しに設定変更の反映が可能であること。
複数のパスワード設定が可能であること。
パスワードの暗号化が可能であること。
- (9) 拡張性 ラインカードが 2 枚以上増設可能であること。
- (10) サイズ 10U 以下
- (11) 電源 内蔵式×2 の冗長性があること。
- (12) 基本部 内蔵式×2 の冗長性があること。

4 建物メインノードハブ C

- | | | |
|--------|--------------|---------------------------------|
| (1) 数量 | 1 台 | |
| (2) 性能 | 最大転送帯域幅 | 1.44Tbps 以上 |
| | 最大転送レート | 900Mpps 以上 |
| | MAC アドレス学習機能 | 64,000 以上 |
| | ルーティングテーブル | 112,000 (IPv4)、56,000 (IPv6) 以上 |
| | ジャンボフレーム対応 | |
- (3) 規格 IEEE802.1x、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1Q
IEEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab、IEEE802.3z
- (4) フィルタリング 必要
- (5) インターフェース SFP×48Port
- (6) ルーティング Static Routing、Dynamic Routing が可能であること。
- (7) 管理機能 コンソールによるローカルログインが可能であること。
ssh によるリモートログインが可能であること。
syslog によるログ転送に対応可能であること。
SNMP プロトコルに対応可能であること。
RMON に対応可能であること。

VLAN Trunk Protocol (VTP)による VLAN 管理が可能であること。

- (8) その他 リブート操作無しに設定変更の反映が可能であること。
複数のパスワード設定が可能であること。
パスワードの暗号化が可能であること。
- (9) 拡張性 ラインカードが 2 枚以上増設可能であること。
- (10) サイズ 10U 以下
- (11) 電源 内蔵式×2 の冗長性があること。
- (12) 基本部 内蔵式×2 の冗長性があること。

5 建物メインノードハブD

- (1) 数量 1 台
- (2) 性能

最大転送帯域幅	1.44Tbps 以上
最大転送レート	900Mpps 以上
MAC アドレス学習機能	64,000 以上
ルーティングテーブル	112,000 (IPv4)、56,000 (IPv6) 以上
ジャンボフレーム対応	
- (3) 規格 IEEE802.1x、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1Q
IEEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab、IEEE802.3z
- (4) フィルタリング 必要
- (5) インターフェース SFP×48Port
- (6) ルーティング Static Routing、Dynamic Routing が可能であること。
- (7) 管理機能 コンソールによるローカルログインが可能であること。
ssh によるリモートログインが可能であること。
syslog によるログ転送に対応可能であること。
SNMP プロトコルに対応可能であること。
RMON に対応可能であること。
VLAN Trunk Protocol (VTP)による VLAN 管理が可能であること。
- (8) その他 リブート操作無しに設定変更の反映が可能であること。
複数のパスワード設定が可能であること。
パスワードの暗号化が可能であること。
- (9) 拡張性 ラインカードが 2 枚以上増設可能であること。
- (10) サイズ 10U 以下
- (11) 電源 内蔵式×2 の冗長性があること。
- (12) 基本部 内蔵式×2 の冗長性があること。

6 建物メインノードハブE

- (1) 数量 1 台
- (2) 性能

最大転送帯域幅	1.44Tbps 以上
最大転送レート	900Mpps 以上
MAC アドレス学習機能	64,000 以上

- ルータینگテーブル 112,000 (IPv4)、56,000 (IPv6) 以上
ジャンボフレーム対応
- (3) 規格 IEEE802.1x、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1Q
IEEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab、IEEE802.3z
- (4) フィルタリング 必要
- (5) インターフェース SFP×48Port
- (6) ルータینگ Static Routing、Dynamic Routing が可能であること。
- (7) 管理機能 コンソールによるローカルログインが可能であること。
ssh によるリモートログインが可能であること。
syslog によるログ転送に対応可能であること。
SNMP プロトコルに対応可能であること。
RMON に対応可能であること。
VLAN Trunk Protocol (VTP)による VLAN 管理が可能であること。
- (8) その他 リブート操作無しに設定変更の反映が可能であること。
複数のパスワード設定が可能であること。
パスワードの暗号化が可能であること。
- (9) 拡張性 ラインカードが 2 枚以上増設可能であること。
- (10) サイズ 10U 以下
- (11) 電源 内蔵式×2 の冗長性があること。
- (12) 基本部 内蔵式×2 の冗長性があること。

7 建物メインノードハブF

- (1) 数量 1 台
- (2) 性能 最大転送帯域幅 1.44Tbps 以上
最大転送レート 900Mpps 以上
MAC アドレス学習機能 64,000 以上
ルータینگテーブル 112,000 (IPv4)、56,000 (IPv6) 以上
ジャンボフレーム対応
- (3) 規格 IEEE802.1x、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1Q
IEEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab、IEEE802.3z
- (4) フィルタリング 必要
- (5) インターフェース SFP×48Port
- (6) ルータینگ Static Routing、Dynamic Routing が可能であること。
- (7) 管理機能 コンソールによるローカルログインが可能であること。
ssh によるリモートログインが可能であること。
syslog によるログ転送に対応可能であること。
SNMP プロトコルに対応可能であること。
RMON に対応可能であること。
VLAN Trunk Protocol (VTP)による VLAN 管理が可能であること。
- (8) その他 リブート操作無しに設定変更の反映が可能であること。

複数のパスワード設定が可能であること。

パスワードの暗号化が可能であること。

(9) 拡張性 ラインカードが2枚以上増設可能であること。

(10) サイズ 10U 以下

(11) 電源 内蔵式×2の冗長性があること。

(12) 基本部 内蔵式×2の冗長性があること。

8 建物メインノードハブG

(1) 数量 1台

(2) 性能

最大転送帯域幅	1.44Tbps 以上
最大転送レート	900Mpps 以上
MACアドレス学習機能	64,000 以上
ルーティングテーブル	112,000 (IPv4)、56,000 (IPv6) 以上
ジャンボフレーム対応	

(3) 規格 IEEE802.1x、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1Q
IEEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab、IEEE802.3z

(4) フィルタリング 必要

(5) インターフェース SFP×24Port、1000Base-T 以上 (RJ-45)×48Port

(6) ルーティング Static Routing、Dynamic Routing が可能であること。

(7) 管理機能 コンソールによるローカルログインが可能であること。

sshによるリモートログインが可能であること。

syslogによるログ転送に対応可能であること。

SNMP プロトコルに対応可能であること。

RMONに対応可能であること。

VLAN Trunk Protocol (VTP)によるVLAN管理が可能であること。

(8) その他 リブート操作無しに設定変更の反映が可能であること。

複数のパスワード設定が可能であること。

パスワードの暗号化が可能であること。

(9) 拡張性 拡張性有無は問わず。

(10) サイズ 6U 以下

(11) 電源 内蔵式×2の冗長性があること。

(12) 基本部 冗長性有無は問わず。

9 建物サブノードハブA

(1) 数量 26台

(2) 性能

最大転送帯域幅	104Gbps 以上
最大転送レート	154.76Mpps 以上
MACアドレス学習機能	16,000 以上
サポート可能VLAN数	1,024 以上
ジャンボフレーム対応	

- (3) 規格 IEEE802.1x、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1Q
IEEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab、IEEE802.3z
- (4) インターフェース SFP×4Port、1000Base-T 以上 (RJ-45)×48Port
- (5) ルーティング Static Routing、Dynamic Routing が可能であること。
- (6) 管理機能 コンソールによるローカルログインが可能であること。
ssh によるリモートログインが可能であること。
syslog によるログ転送に対応可能であること。
SNMP プロトコルに対応可能であること。
RMON に対応可能であること。
VLAN Trunk Protocol (VTP)による VLAN 管理が可能であること。
- (7) その他 リブート操作無しに設定変更の反映が可能であること。
複数のパスワード設定が可能であること。
パスワードの暗号化が可能であること。
- (8) サイズ 1U 以下

10 建物サブノードハブB

- (1) 数量 2 台
- (2) 性能 最大転送帯域幅 480Gbps 以上
最大転送レート 360Mpps 以上
MAC アドレス数 64,000 以上
サポート可能 VLAN 数 4,000 以上
ジャンボフレーム対応
- (3) 規格 IEEE802.1x、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1Q
IEEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab、IEEE802.3z
- (4) インターフェース SFP×16Port
- (5) ルーティング Static Routing、Dynamic Routing が可能であること。
- (6) 管理機能 コンソールによるローカルログインが可能であること。
ssh によるリモートログインが可能であること。
syslog によるログ転送に対応可能であること。
SNMP プロトコルに対応可能であること。
RMON に対応可能であること。
VLAN Trunk Protocol (VTP)による VLAN 管理が可能であること。
- (7) その他 リブート操作無しに設定変更の反映が可能であること。
複数のパスワード設定が可能であること。
パスワードの暗号化が可能であること。
- (8) サイズ 1U 以下

11 建物サブノードハブC

- (1) 数量 1 台
- (2) 性能 最大転送帯域幅 1.44Tbps 以上

- | | | |
|--------------|---|---------------------------------|
| | 最大転送レート | 900Mpps 以上 |
| | MAC アドレス数 | 64,000 以上 |
| | ルーティングテーブル | 112,000 (IPv4)、56,000 (IPv6) 以上 |
| | ジャンボフレーム対応 | |
| (3) 規格 | IEEE802.1x、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1Q
IEEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab、IEEE802.3z | |
| (4) フィルタリング | 必要 | |
| (5) インターフェース | SFP×24Port、1000Base-T 以上 (RJ-45)×48Port | |
| (6) ルーティング | Static Routing、Dynamic Routing が可能であること。 | |
| (7) 管理機能 | コンソールによるローカルログインが可能であること。
ssh によるリモートログインが可能であること。
syslog によるログ転送に対応可能であること。
SNMP プロトコルに対応可能であること。
RMON に対応可能であること。
VLAN Trunk Protocol (VTP) による VLAN 管理が可能であること。 | |
| (8) その他 | リブート操作無しに設定変更の反映が可能であること。
複数のパスワード設定が可能であること。
パスワードの暗号化が可能であること。 | |
| (9) 拡張性 | ラインカードが 1 枚以上増設可能であること。 | |
| (10) サイズ | 6U 以下 | |
| (11) 電源 | 内蔵式×2 の冗長性があること。 | |
| (12) 基本部 | 冗長性有無は問わず。 | |

1.2 フロアハブ

- | | | |
|--------------|---|--------------|
| (1) 数量 | 195 台 | |
| (2) 性能 | 最大転送帯域幅 | 56Gbps 以上 |
| | 最大転送レート | 83.33Mpps 以上 |
| | MAC アドレス数 | 16,000 以上 |
| | サポート可能 VLAN 数 1,024 以上 | |
| | ジャンボフレーム対応 | |
| (3) 規格 | IEEE802.1x、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1Q
IEEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab、IEEE802.3z | |
| (4) インターフェース | SFP×4Port、1000Base-T 以上 (RJ-45)×24Port | |
| (5) 管理機能 | コンソールによるローカルログインが可能であること。
ssh によるリモートログインが可能であること。
syslog によるログ転送に対応可能であること。
SNMP プロトコルに対応可能であること。
RMON に対応可能であること。
VLAN Trunk Protocol (VTP) による VLAN 管理が可能であること。 | |
| (6) その他 | リブート操作無しに設定変更の反映が可能であること。 | |

複数のパスワード設定が可能であること。
パスワードの暗号化が可能であること。

(7) サイズ 1U 以下

1.3 レピータ (中継ハブ)

(1) 数量 44 台

(2) 性能 最大転送帯域幅 20Gbps 以上
最大転送レート 14.8Mpps 以上
MAC アドレス学習機能 8,000 以上
サポート可能 VLAN 数 4094 以上

(3) 規格 IEEE802.1x、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1Q
IEEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab

(4) フィルタリング 不要

(5) インターフェース SFP×2Port、1000Base-T 以上 (RJ-45)×8Port

(6) 管理機能 コンソールによるローカルログインが可能であること。
ssh によるリモートログインが可能であること。
syslog によるログ転送に対応可能であること。
SNMP プロトコルに対応可能であること。
設定反映コマンドによる設定の動的反映が可能であること。

(7) その他 リブート操作無しに設定変更の反映が可能であること。
パスワードの暗号化が可能であること。

(8) サイズ 1U 以下

電子情報処理委託に係る特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都公立大学法人情報セキュリティ基本方針の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を委託者に報告すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (7) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、委託者が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等

に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 かし担保責任

- (1) 契約目的物にかしがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約履行完了後、契約目的物の引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

16 書面による提出（報告）と受領確認

当該契約において、受託者から書面により提出を求める事項は、本仕様書の記載に関わらず、別添「電子情報処理委託に係る（標準）特記仕様書 チェックシート」により定めるものとする。

委託者は、受託者から提出された書面について、当該チェックシートを用いて受領確認を行う。

電子情報処理委託に係る(標準)特記仕様書 チェックシート

東京都立大学法人

件名 「 東京都立大学(南大沢キャンパス)学内ネットワークシステムの借入れ(長期継続契約) 」

当該契約において、受託者は「提出の要否」欄の□にチェックが入った事項は、書面により委託者へ提出(報告)すること。

委託者は、受託者から提出された書面に必要事項が記載されていることを確認し、受領確認欄の□にチェックを入れること。

事項		特記仕様書の内容 (根拠:標準特記仕様書該当箇所)	提出時期	提出の 要否	受領 確認
1 業務の推進体制表					
①	業務責任者(職・氏名)	当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制、作業場所を書面にし、委託者に提出すること。(根拠:2(1)、(2)) (提出事例) ①から④までを記載した連絡体制表など	契約締結後直ちに提出すること。 なお、変更が生じた場合は速やかに変更内容を提出すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	作業体制表			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	連絡体制表			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	作業場所			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 誓約書		特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。(根拠:2(1))	契約締結後直ちに提出すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 遵守事項の周知状況報告書		契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員へ周知徹底し、実施状況を委託者に報告すること。(根拠:3(2)) (提出事例) 業務従事者名簿兼周知状況報告書など	実施後速やかに報告すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 安全管理体制に係る資料		受託者は、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。(根拠:8(1)(イ)) a委託業務を処理する施設等の入退室管理、b委託者からの貸与品等の使用及び保管管理、c仕様書等で指定する物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理、dその他仕様書等で指定したもの (提出事例) ①出退勤管理簿、施設等使用簿など ②貸与品等使用簿、貸与品貸出簿など ③物件等の受払簿など	提出を求められた場合は直ちに提出すること。		
①	作業場所等の入退室管理記録			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	貸与品等の使用及び保管管理記録			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理記録			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 消去結果報告書		記録媒体について、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。(根拠:8(1)イ(ウ)) 消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法、消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。	契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書		この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。(根拠:8(1)イ(エ))	契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)		
①	履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書(再委託先の遵守状況報告書)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

7	事故報告書	事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠:8(1)エ)	事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	個人情報等管理記録	個人情報及び機密情報の管理状況の記録 ア個人情報及び機密情報に係る記録媒体を施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。イアの管理に当たっては、管理責任者を定め、台帳等を設け管理状況を記録すること。委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。(根拠:8(2)ウ) (提出事例) ②個人情報等使用簿、保管状況管理簿など	委託者から要求があった場合又は契約履行完了後速やかに提出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 管理責任者(職・氏名)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 個人情報等の使用及び保管管理記録			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	個人情報等消去申告書及び消去結果報告書	個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法、消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。(根拠:8(2)オ)	消去前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得ること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	個人情報等事故報告書	個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合、個人情報等の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠:8(2)カ)	事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	教育及び研修計画及び実施状況報告書	業務従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。(根拠:8(2)ケ)	研修計画は契約締結後、研修実施状況報告書は実施後、速やかに提出すること。 なお、業務の推進体制に変更があった場合、速やかに変更内容を提出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 個人情報等研修計画	(提出事例) ①研修計画書 ②研修実施状況報告書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 個人情報等研修実施状況報告書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	再委託届出書	再委託を行う場合、あらかじめ再委託を行う旨を書面にて申し出て、委託者の承諾を得なければならない。 (以下、記載事項) ア再委託の理由、イ再委託先の選定理由、ウ再委託先に対する業務の管理方法、エ再委託先の名称、代表者及び所在地、オ再委託する業務の内容、カ再委託する業務に含まれる情報の種類(個人情報及び機密情報については特に明記すること。)、キ再委託先のセキュリティ管理体制(個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。)、ク再委託先がこの特記仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約、ケその他、委託者が指定する事項(根拠:10(1)、(2))	再委託前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得なければならない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 再委託届出書			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 誓約書(再委託先)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ その他委託者が指定する事項			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	その他	電子情報処理委託に係る(標準)特記仕様書に記載のない追記事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>